

令和3年度 改正のポイント

(1) 新たな加算措置について

田んぼダムに取り組み、一定の実施面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。（詳細は29ページ）

(2) 活動要件の見直し

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

⇒「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する
鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

53 農地周りの環境改善活動の強化



53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化



鳥獣緩衝帯（イメージ）

(3) その他

1. 法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指します。

※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等で提示できるよう、保管をお願いします。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とします。

2. 多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。

(例) (様式第1-1号)

		○年○月○日	省略可 ↓
市町村長 殿			
		農業者団体の名称 代表者の氏名	印

4. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-2号)

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は必要事項を書き加えます。

年号省略

多面的機能発揮促進事業に関する計画

〇年〇月〇日

あいうえお活動組織

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)

○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成28年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)

活動内容に合わせて記載してください。

2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)(別添1)実施区域位置図のとおり。

活動内容を踏まえて記載してください。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

〇〇市町村 長 殿

押印・年号省略

〇年〇月〇日

・事業計画を新規に申請する場合
・新たな事業計画を申請する場合(再認定)
本様式に様式第1-2号、第1-3号、その他関係書類を添付して提出して下さい。

あいうえお活動組織

多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

□ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

□ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3 その他

□ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

(任意様式第1-1号)

市町村長 殿

〇〇年〇月〇〇日

押印・年号省略

・事業計画の変更認定の申請を行う場合
本様式に様式第1-2号、1-3号、その他関係書類を添付して提出して下さい。

あいうえお活動組織

代表 多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条1項の規定に基づき、下記書類を添えて計画の変更認定を申請する。

(任意様式1)

〇〇市町村長 殿

〇年〇月〇日

押印・年号省略

・事業計画の変更の届出を行う場合
本様式に様式第1-2号、第1-3号、その他関係書類を添付して提出して下さい。

あいうえお活動組織

代表 多面 太郎

変更する内容、理由を記載して下さい。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の届出について

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の5(1)及び別紙2の第5の6(1)の規定に基づき、事業計画の変更の届出をします。

注)その年度の実施要綱に基づき条項を適宜訂正して下さい。

変更事項 : 例1 : 構成員名簿の変更
例2 : 活動計画の見直し
例3 : 実施要領改正

変更内容 : 例1 : 組織役員の交代
例2 : 資源向上（共同）農村環境保全活動の実践活動取組内容の変更
「43. 畑からの土砂流出対策から44. その他（水質保全）に変更」
例3 : 事業計画書様式の変更

5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、都道府県が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1－3号のⅠ．地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。
多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ．1号事業の別紙1を使用します。

(様式第1－3号)

○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(あいうえおかつどうそしき)
組織名	あいうえお活動組織
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	〇〇県△△市〇町〇－〇－〇

押印・年号省略

Ⅰ．地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、
 環境保全型農業直接支払の活動計画書など
 で使用する共通様式です。

<活動の計画>

☒	Ⅱ． 1号事業（多面的機能支払）	別紙 1
☐	Ⅲ． 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
☐	Ⅳ． 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
☐	Ⅴ． その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

(3) 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設

2年度) 活動項目 → 3年度) 活動区分

2年度) 取組 → 3年度) 活動項目

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	○年度(及び○年度)に受講予定(活動期間内(5年間)に各1回以上受講)											
実践活動	4 遊休農地発生防止のための保全管理												
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○									
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	101 融雪排水促進のための溝きり	点検結果に応じて実施時期を決定											
	102 融雪剤の散布	点検結果に応じて実施時期を決定											
	103 野ソ駆除	点検結果に応じて実施時期を決定											
	104 大雪被害による樹園地等の除排雪作業	点検結果に応じて実施時期を決定											
	7 水路の草刈り			○	○								
	8 水路の泥上げ	○											
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	10 農道の草刈り				○	○							
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	13 ため池の草刈り			○									
	14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
地域資源の適切な保全管理のための推進活動								○			○		

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

(P.23を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保安全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画
取組数0



新たな活動計画
取組数2以上

直近の活動計画
取組数0



新たな活動計画
取組数1

直近の活動計画
取組数1



新たな活動計画
取組数2以上

等

直近の活動計画
取組数2



新たな活動計画
取組数2以下

等

【加算対象とならない例】

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

活動を継続中の組織のみ記入
します。

名称変更

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開		
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

(3) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】①、②、④

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

④構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に実施すること

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

【加算単価】

単位: 円/10a

地目	農地維持支払 小規模集落支援		資源向上支払(共同) 多面的機能の更なる増進に向けた 活動への支援		資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動への 支援	
	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道
田	1,000	700	400	320	400	320
畑	600	300	240	80	240	80
草地	80	40	40	20	40	20

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払交付金のあらまし」P. 8～10加算措置を参照してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	都府県	北海道
田	400	320

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和3 年度	令和7 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和3 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和4 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和5 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

面積が一致しているか確認して下さい。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

6. 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

（設立総会）

はじめに設立総会を開催し、作成した規約（案）、役員（案）、事業計画（案）等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

（通常総会）

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

（臨時総会）

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他代表が必要と認めたとき

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

赤字箇所変更

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法（対面、書面、オンライン等）等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関する事等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 総会の招集を行います。招集にあたっては、規約で定める日までに（規約例では、開催の7日前まで）、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待ID等の案内方法、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3) 総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数（特別議決事項にあつては3分の2以上）で決めます。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会后速やかに、規約で定める方法により（規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する）構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めて下さい。
- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管して下さい。
- ・総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。

長寿命化整備計画書（26ページ）の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

赤線部が削除

令和2年度

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、~~該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について~~「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

①長寿命化整備計画書の認定

令和3年度

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、25ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。（根拠：令和元年度改正の実施要領附則第2）

なお、ご不明な点や具体的な対応方法については、最寄りの市町村（裏表紙に記載）までお問い合わせ下さい。

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1－5号）

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の5の（1）のエに基づき、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、
不要な記述は削除して下さい。

（工事の施行に関する条件）

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要な工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇活動組織

住 所

代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所

理事長 〇〇〇〇

年号・押印省略

赤字箇所変更

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。
ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、市町村と協議の上、調整を了したもののについて、活動の対象とします。

提出書類の細分化

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と
市町村が行う実施状況の確認の区分

○ 市町村へ提出する書類

書類名		作成	保管	提出
実施状況報告書	様式第1-8号	○	○	○
活動記録 ※2	様式第1-6号	○	○	○
金銭出納簿 ※3	様式第1-7号	○	○	○
財産管理台帳	様式第1-10号	○	○	※1
領収書	-	○	○	※1
総会資料	-	○	○	※1
総会議事録	-	○	○	※1
通帳	-	○	○	※1
活動写真	-	○	○	※1
作業日報	-	○	○	※1

○ 実施状況の確認内容

	実施状況の確認内容	
	書類確認	現地確認
農地維持支払交付金	○	○
資源向上支払交付金(共同)	○	必要に応じて実施
資源向上支払交付金(長寿命化)	○	活動期間中に1回以上実施

※1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。

※2 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の
保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、作成は必要。)です。

※3 法人化した組織においては、金銭出納簿の市町村への提出は不要です。

持越金について

- ・ 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ 持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額)などの資料を別途整理しておくことが必要です。
- ・ 持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は持越金の使用予定表を作成して下さい。

押印・年号省略

(様式第1-8号)

〇〇市町村長 殿

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官
依命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施
状況について、別添のとおり報告します。

実施状況報告書のかみ文です。別添の報告
書を添付して市町村へ提出してください。

〇年〇月〇日

あいうえお活動組織

多面 太郎

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し、構成員の了解を得てい

開催日	○年○月○日
-----	--------

「開催日」欄

当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員会に諮った日を記載してください。

広域活動組織又は特定非営利活動法人の場合は

「○」を記

年号省略

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人
--------	-----------

「実施」欄

・実施した活動項目に「○」、実施できなかった項目は「×」を記入します。

※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもとに自動作成されます(対象外の項目は「－」を記入します。)

※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入します。

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成

「計画」欄

「備考」欄

2年度) 活動項目 → 3年度) 活動区分
2年度) 取組 → 3年度) 活動項目

に自動作成されます。

「実施」欄に「○」を記入した場合は、具体的な取組内容や研修実施日等を記入する。

「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入する。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分		活動項目	計画	実施	備考
地域資源の基礎的な保全活動	点検・計画策定	1 点検	○	○	4/10施設などの点検実施
		2 年度活動計画の策定	○	○	実施日 年度計画の策定
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	○	×	実施日 代表者研修(事務・組織運営に関する研修)はR3に受講済み、機械の安全使用に関する研修はR4に受講予定
		4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	○	7/22草刈を実施 遊休農地解消面積 5a
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	○	○	農用地法面の草刈り
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	○	×	点検の結果、必要がなかったため

研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。

保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入します。

4 遊休農地発生防止のための保全管理	○	×	点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かったため未実施
			遊休農地解消面積 a

実践活動	水路	8 水路の泥上げ	○	○	○○水路等
		9 水路附帯施設の保守管理	○	×	点検の結果、必要がなかったため
	農道	10 農道の草刈り	○	○	△△農道等
		11 農道側溝の泥上げ	○	○	□□農道等
		12 路面の維持	○	×	点検の結果、必要がなかったため
	ため池	13 ため池の草刈り	○	○	
		14 ため池の泥上げ	○	○	
	共通	15 ため池附帯施設の保守管理	○	×	点検の結果、必要がなかったため
		16 異常気象時の対応	○	○	8/1大雨後の見回り等

点検結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力して下さい。

「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未達の取組となった理由又は実施しなかった理由を記入します。

名称変更

活動区分	活動項目	計画	実施	備考
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用	○	○	5月に婦人会及び児童会と連携し、ひまわりの植栽を実施
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	-	-	
	54 地域住民による直営施工	-	-	
	55 防災・減災力の強化	-	-	
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○	5月に景観形成活動として植栽を実施
	57 やすらぎ・福祉および教育機能の活用	-	-	
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの活性化	-	-	
	59 都道府県、市町村が特に認める活動	-	-	
	60 広報活動	○	○	広報誌作成、HP更新

活動項目番号52～59の増進活動と関連した広報活動の実施状況を記入してください。

※以下は加算措置に取り組む場合

構成員の総人数の8割以上が参加する「実践活動」P.65～68の活動項目番号表の活動項目で「実践活動」と位置づけられている取組を実施したことがわかるよう該当する活動の実施日と参加人数、内容を記入します。

農村協働力の深化に向けた活動への支援

実施日
10/10
「△△クリーン作戦」に110名が参加した。

実践活動の参加者と構成員総人数がわかる資料（構成員一覧表など）を添付してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

当該年度に工事を行わず、調査や設計のみを行った場合は「○」を記入してください。

施設区分	活動項目	内容	延べ数量 (km,箇所)	完成数量 (km,箇所)			調査・設計等のみ
				前年度まで	本年度	合計	
水路	61 水路の補修	水路○○-○の老朽化部分の補修を行う。	0.85 km	0.00 km	0.85 km	0.85 km	
水路	62 水路の更新等	○○用水路の土水路からコンクリート水路への更新	0.15 km	0.00 km	0.00 km	0.00 km	○
農道	63 農道の補修	農道○○-○の路肩及び法面の補修	2.50 km	0.00 km	0.60 km	0.60 km	

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

活動計画書に位置付けた数量のうち、本年度の完成数量を記入します（延長は小数点以下2位まで記入します）。

- ・ 計画内容などは活動計画書から転記して下さい。
- ・ エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成されます。
- ・ 活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

持越金の使用予定表

(様式第1-8号) 別紙

持越金の使用予定表 農地維持・資源向上 (共同)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	保険料 (20人分)	20,000 円	保険会社見積
4月	安全用品(ヘルメット)の購入 (20個)	30,000 円	メーカーカタログ
4月	日当 (農道の草刈り・水路の泥上げ) 累計 20人分	160,000 円	組織の規定
4月	機械借り上げ (水路の泥上げ) 3日分	120,000 円	R2実績
6月	日当 (農道の軽微な補修等) 累計 10人分	80,000 円	組織の規定
6月	外注費 (ため地の泥上げ) 2箇所	600,000 円	業者聞き取り
計		1,010,000 円	

(様式第1-8号) 別紙

持越金の使用予定表 資源向上 (長寿命化)

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	資材費 (フリューム水路) 40m分	300,000 円	改良区聞き取り
4~6月	日当 (水路の更新等) 累計 40人分	320,000 円	組織の規定
4~6月	機械借り上げ (水路の更新等) 5日分	250,000 円	R2実績
2年後	外注費 (ため地の補修) 2箇所	1,000,000 円	業者見積の内数 ※次年度以降の交付額と合わせて活動を実施する予定
		円	
		円	
計		1,870,000 円	

使用内容を具体的に記入してください。

(別添)実施状況報告書(P.50)の次年度への持越金がある場合は、「持越金の使用予定表」又は「持越額内訳資料」等、持越内訳がわかる資料を作成・添付してください。
なお、持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は実施要領に基づき定められた様式「別紙 持越金の使用予定表」により整理し添付してください。

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者記名
上記の内容について、妥当であると認める。	

押印省略により担当者記名に変更

持越額内訳資料(参考様式)

「農地維持+共同」3年度 持越額内訳資料

○予算額	590,000円	不足分は立替予定
○持越額	575,250円	
○活動項目	12 農地維持 農道 路面の維持	
○持越理由	・農道の路面維持(砂利補修)を次年度4月中旬に	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	日当 5日×4時間×20人×1,000円	400,000
	購入リース費 砕石 20M3×2,500円	50,000
	計	450,000

【選択肢】シートの番号入力

予算額が持越額より大きい場合「不足分は立替予定」と記載

○活動項目	31 共同 水路 水路の軽微な補修等	
○持越理由	・通水に支障となる区間の水路目地補修を4月中旬に実施	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	日当 2日×4時間×10人×1,000円	80,000
	購入リース費 目地剤 シーリング材等	20,000
	外注費	—
	その他	—
	計	100,000

○活動項目	503 維持・共同 点検・機能診断 農用地・水路・農道・ため池	
○持越理由	・点検、機能診断を4月上旬に実施	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	日当 2日×10人×2時間×1,000円	40,000
	購入リース費	—
	外注費	—
	その他	—
	計	40,000

※ 着色箇所は直接入力 着色箇所は自動表示(直接入力も可能)

「資源向上(長寿命化)」3年度 持越額内訳資料

○予算額	900,000円	
○持越額	900,000円	
○活動項目	63 長寿命化 農道 農道の補修	
○持越理由	・R3年度の農道〇〇の補修の積立(R3年10月予定、直営施工) 全体経費 450,000円(日当300,000円、重機賃料150,000円)	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	積立分	150,000
	計	150,000

積立の場合空欄

○活動項目	62 長寿命化 水路 水路の更新等	
○持越理由	・土水路から鉄筋コンクリート用水路へ更新を4月下旬に実施	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	日当	—
	購入リース費	—
	外注費 見積 鉄筋コンクリートフリューム50m	500,000
	その他	—
	計	500,000

○活動項目	61 長寿命化 水路 水路の補修	
○持越理由	・用水路付帯施設(ゲート)の補修を4月下旬に実施	
・持越内訳	支払区分 内訳 金額(円)	
	日当	—
	購入リース費	—
	外注費 見積 ゲート5箇所	250,000
	その他	—
	計	250,000

※ 着色箇所は直接入力 着色箇所は自動表示(直接入力も可能)

① 2年度) 活動項目 → 3年度) 活動区分
 ② 2年度) 取組 → 3年度) 活動項目
 ③ 2年度) 取組番号 → 3年度) 活動項目番号
 ④ 名称変更

(農村環境保全活動)				
支払区分	① 活動区分		② 活動項目	③ 活動項目番号
	テーマ			取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	計画策定	生態系保全	生物多様性保全計画の策定	34 生物多様性保全計画の策定
		水質保全	水質保全計画、農地保全計画の策定	35 水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定
		景観形成・生活環境保全	景観形成計画、生活環境保全計画の策定	36 景観形成、生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	37 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環	資源循環計画の策定	38 資源循環に係る地域計画の策定
	実践活動	生態系保全	生物の生息状況の把握	39 生物の生息状況の把握
			外来種の駆除	40 外来種の駆除
			その他(生態系保全)	41 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
		水質保全	水質モニタリングの実施・記録管理	42 水質モニタリングの実施・記録管理
			畑からの土砂流出対策	43 排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
			その他(水質保全)	44 水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 循環かんがいの実施 非かんがい期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・生活環境保全	植栽等の景観形成活動	45 景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
			施設等の定期的な巡回点検・清掃	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃
			その他(景観形成・生活環境保全)	47 農業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動
		水田貯留機能増進・地下水かん養	水田の貯留機能向上活動	48 水田の貯留機能向上活動
			水田の地下水かん養機能向上活動、水源かん養林の保全	49 水田の地下水かん養機能向上活動 水源かん養林の保全
		資源循環	地域資源の活用・資源循環活動	50 地域資源の活用・資源循環のための活動
	啓発・普及	啓発・普及活動		51 広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

(多面的機能の増進を図る活動)				
支払区分	① 活動区分		② 活動項目	③ 活動項目番号
	④ テーマ			取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	増進活動	④	遊休農地の有効活用	52 遊休農地の有効活用
			鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	53 農地周りの共同活動の強化
			地域住民による直営施工	54 地域住民による直営施工
			防災・減災力の強化	55 防災・減災力の強化
			農村環境保全活動の幅広い展開	56 農村環境保全活動の幅広い展開
			やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	57 医療・福祉との連携
			農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
			都道府県、市町村が特に認める活動	59 都道府県、市町村が特に認める活動
			広報活動	60 広報活動